

議会基本条例検討協議会（第14回）

平成24年11月21日（水）

場 所：委員会室

1 議会基本条例に盛り込む要素案について（資料1～3）

2 その他

午後1時00分 開会

【河崎会長】 本日は、井上委員から遅刻の届出があった。

1. 議会基本条例に盛り込む要素案について

【河崎会長】 開催通知で「前文」「議会と改革の監視機能」「条例の見直し」「その他」「制定時期」「分かりやすい議会運営」を協議すると案内している。

本日配付している資料について、事務局から説明する。

【事務局次長】 前段で、前回議会図書室の分室を市立図書館に設置できないかを確認するよう要望があった件について報告したい。現在市立図書館は、市立図書館条例の中で「住民の教養の向上と文化の発展に寄与するため、図書館を設置する」と規定されている。したがって、公共図書館として一般市民のために本の貸し出し業務を行っており、特定の議員のために貸し出し業務を行うことはできないとの回答であった。なお、現在図書館の分類の中に「政治」という分類があり議会関係の図書を置いているほか、2階の資料室の地域資料コーナーに、議会関係として「市議会史」「議会だより縮小版」「政治と選挙の意識調査」「地方選挙の結果調べ」「こども議会会議録」等々が置いてあり、市民の目に触れるようにしてあるとのことである。議会図書室の分室は市立図書館条例や規則に規定すれば設置できなくはないが、あまり実効性はないと事務局では考えており、議会基本条例に規定するのはいかがかと考えている。

【河崎会長】 議会図書室分室をつくることは可能か、議会に関する図書資料充実のため図書館条例の改正で対応してはどうかとの話が出ていた関係で、事務局で調べてもらった。図書館条例の改正は可能であるが、前回の議論内容を条例改正で実現していくのは難しいのではないかと話である。何か質疑等はあるか。

【山本委員】 条例に規定する場合、図書館設置条例第2条（設置条文）に第2項を追加する形でよいのか。

図書の貸し出しは、貸し出しを禁止しているものもあり、議会図書室分室を設置した場合そういう形でもよいと思うが、どういう形になるか。

【議事担当係長】 図書館条例に規定することで設置が可能になるかどうかは検討したが、具体的な規定方法は検討していない。

【河崎会長】 「議事機関」についても事務局に調査を依頼しているので、説明を求める。

【議事担当係長】 「議事機関」ではなく「議決機関」との用語は使用できないかとの件だが、市側の法制担当にも聞いてみたが、「議決機関」との用語を使っても間違いとまでは言えないが、憲法では「議事機関として議会を置く」となっているので、法令的に考えると、やはり「議事機関」が優先されるとのことであった。条例で「議決機関」の使用事例を調べたところ、大阪府議会の議会基本条例の前文に「議決機関」との記載がある。

【河崎会長】 前文は条文よりも柔らかいところもある。市民には「議事機関」よりも「議決機関」のほうが、市の執行機関に対比して記載した場合わかりやすいところもあり、どう判断するかである。

本日の配付資料について、事務局から説明する。

※事務局次長から資料について説明。

【河崎会長】 資料4の「議長の活動原則」は仮置きで合意しているが、仮置き条文に入っていなかった条文である。

前文の調整案については、前回さまざまな議論があり、それを踏まえて各会派で検討してくることとなっているので、再度案文を示している。

※河崎会長から前文の案文について説明。

【河崎会長】 各会派での協議の結果を踏まえ、意見等はあるか。

【中村副会長】 会派でということではないが、国語的な話で、「議会を構成する議員と市長がともに選挙で選ばれた市民の代表であるという二元代表制の一翼を担っており」は、議員と市長が二元代表制の一翼と読めてしまう。

【河崎会長】 「目的」の条文も同様の文言である。どのように記述したいか。

【中村副会長】 「議会は、市長とともに二元代表制の一翼を担っており」はどうか。

【河崎会長】 前文はそのようにして、「目的」の条文で詳しく述べるのか。

【中村副会長】 「目的」の条文も誤解される危険性がある。

【河崎会長】 前文を「議会は、市長とともに二元代表制の一翼を担っており」とし、「目的」の条文は現状の文言で仮置きしたい。

【窪委員】 「選挙で選ばれた市民の代表」云々を削除するのか。

【河崎会長】 「議会を構成する議員」「選挙で選ばれた市民の代表であるという」は削除される。ここは文章が長かったので、変更後のほうがすっきりしてわかりやすい。「目的」の条文で、二元代表制をもう少し詳しく説明する。

【窪委員】 「市民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展」となっているが、ここに「安全」という文言を入れなくてよいか。「福祉」というより一般市民は「安全」という言葉のほうがわかりやすい。

【河崎会長】 ここの「福祉」は福祉事業や福祉部という用途で使っているより広い意味であるが、「福祉と安全の向上」とすることについて、行政用語として広い意味の「福祉」に「安全」は含まれるか。

【議事担当係長】 公共の福祉という考え方であれば入ってくる面もあるかと思う。

【河崎会長】 「公共の福祉」という場合、「安全」というニュアンスも入るかどうかが調べておいてもらいたい。

【窪委員】 わかる人はわかると思うが、一般市民が見た場合どうかと思い提起した。

【河崎会長】 前文は、最初の部分は両論併記として仮置きすることでどうか。

【窪委員】 それでよいが、前回地方分権一括法の問題点を述べた。機関委任事務は改正後も引き続き強制力を持っているというのが我々の見解である。権限が移譲されていると認識している方もいるが、そうではないとの見解である。

【大波委員】 「地方分権一括法の制定やそれに続く地方自治法の相次ぐ改正により、」は削除すべきである。

【河崎会長】 「近年、」との記載と両論併記にしている。前文はこれで仮置きする。

前回仮置きした「議員報酬」について、事務局から指摘があった部分があり、会長案として議員報酬の条文を記載している。現状の条項だとどのような点に不都合があるか、事務局から説明を求める。

【議事担当係長】 仮置きにした条文だと、必ず特別職報酬等審議会の答申を受けて決めなければいけなくなる。過去に夏季の期末手当に関して緊急に引き下げたことがあり、

その時は、報酬審は開かれておらず、議員提出議案として上程された。現状の仮置き条文では、議員の発議で期間を限定して議員報酬の引き下げを提案する場合も報酬審の答申を受けないと提案できなくなる。第2項を設ける、ただし書を設けるという方法で、議員が提案する場合の例外規定を定めたほうが実態に近いということを会長に説明した。

【河崎会長】 条文案は、仮置き条文に、特別職報酬等審議会について、附属機関の設置条例に規定されている審議会であることを規定し、同条例に「議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額につき、市長の諮問事項に応じて審議し、その結果を報告する」と規定されているため、「議員報酬」を「議員報酬の額」と改めている。そして議員が自ら議員報酬を引き下げることにも勘案し、議員が提案する場合の例外規定を規定している。

【大波委員】 引き下げだけを例外規定にするのはおかしい。引き上げる場合も考えられる。

【河崎会長】 議員が議員報酬をお手盛りで決めるのはおかしいという市民の意見がある。第1項で現状は報酬審が決めていることを表現し、第2項で、例外として、引き下げるときは自分たちでできるという構成である。引き上げもできるのであれば第1項自体が成立しなくなる。

【山本委員】 自分たちで勝手に引き上げることを防止するため、引き下げだけを例外にしているとのことだが、例えば政務活動費を議員報酬に含めるといった議論があった場合、金額的には引き上げることもあり得るので、引き下げに限定するのはいかがか。「額の変更」でよいのではないか。

【河崎会長】 第1項はどうなるのか。

【山本委員】 第1項は残しておけばよい。

【中村副会長】 案文は、議会が報酬の引き上げを自分たちで決めることになることになると公平性に欠けることを懸念して、報酬審の答申を受けるという形になっているが、引き下げの場合は報酬審に諮らなくてよいとのことである。議員が納得して下げるのなら報酬審に諮らなくてもよいという意味ではないか。

【河崎会長】 上げるときに議決権を持っている議員だけで決めるのはいかがなものか。下げるときは構わないのではないかという発想である。過去にも報酬審に諮らずに条例改正を行っているとのことである。

【窪委員】 その時は、どういう事情で下げたのか。

【議事担当係長】 平成21年の夏の一時金に関わって、景気の急速な減速に伴って、人事院勧告が出るのを待てないほど状況が悪いという背景があり、6月の期末手当に間に合うよう5月末に臨時会を開催し、一時金の引き下げの議案を審議したことがある。その時に、報酬審を開けないまま引き下げ案ができ、議会内で話し合いを持った中で、報酬審を開かず市側が提案するのも大変だろうとの議論があり、議員報酬に関しては議員提出にすると議論がまとまり、議員提案された経過がある。

【中村副会長】 議員報酬を議員提案で下げるときは報酬審の審議が入らないとなると、議員報酬が下がらないのは議会の責任ととらえられかねないことを危惧する。

【河崎会長】 報酬審は市長、副市長の給料の額も審議している。市長は不祥事があり、自分の責任として期間限定で給料をカットするというのを、報酬審の答申を受けずにやっている。そのあたりはどう考えるか。

【中村副会長】 それはできるという決まりがあるのか。

【窪委員】 市長は執行者であり、議員はそうではない。会長の懸念はわかるが、例外規定を設けなくても報酬審が社会状況を判断して答申しているの、あえて規定する必要はないのではないか。

【赤嶺委員】 引き下げだけにこだわる必要はない。議会が自分たちの判断で引き上げを行った場合、それに対する市民の判断は選挙によって出る。

【河崎会長】 第2項は加えないことで仮置きしたい。

【中村副会長】 平成21年に期末手当の引き下げをした時は報酬審の審議を受けていないとの話であったが、その時は報酬審の審議を受けずに、議員提案で期末手当を減らしている。ということは、第2項がなくても、事情がある場合は引き下げられるということか。

【議事担当係長】 当時はこの条文がなかったからできた。

【中村副会長】 今はどういう条例の規定なのか。

【河崎会長】 条例の規定はない。参考に記載しているのは、報酬審が規定されている附属機関の設置に関する条例である。

【議事担当係長】 平成21年は期末手当の改正だったこともある。附属機関の設置条例に規定されている報酬審の諮問事項は「議員報酬の額」であり、通常、期末手当は正式な諮問事項ではないが議題とされ、答申ではなく要望として市長に報告されている。そのことから、議員の期末手当の引き下げの条例改正は議員提案となったという部分もあったと思われる。

基本条例で、議員報酬の額は報酬審の審議結果を受けて別に条例で定めると規定されれば、報酬審の答申がなければ議員提案で議員報酬の額の改正はできないこととなる。

【中村副会長】 今は議員報酬に関する条例はないのか。

【河崎会長】 別に条例で定めると規定しているように、その条例はある。議員報酬の額や期末手当について規定されている。

【中村副会長】 改正手続きは規定されていないのか。

【議事担当係長】 制約はなく、通常の議決の権限でやっていくことになる。

【河崎会長】 議員報酬の額を議員提案で下げようとするときも報酬審を開催してもらうよう市長にお願いすることになるが、第2項は加えず仮置きすることによいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 続いて「議会と改革の監視機能」の項目を協議する。会長案としてたたき台を作成したので朗読する。

※河崎会長が案文を朗読。

【河崎会長】 要素案から「議会改革検討協議会」との名称にした。川崎市は「議会制度検討協議会」としているが、制度を検討するだけではないと考え、この名称としている。第2項は市民参加を規定している。この条文はいらぬとの意見もあると思う。

【窪委員】 不都合があればその都度協議していけばよい。

【河崎会長】 議会基本条例に関わること以外での議会改革の提案が代表者会で議論されてきたことに大いに疑問を持っている。このような機関があれば必要に応じ招集され、議論される。そういう機関が代表者会とは別にあったほうがよいのではないか。議運は

議会運営に関することを議論する場であるので、別に議会改革の提案を議論する場があったほうがよい。

【山田委員】 議会基本条例は議会改革をしっかり進めていきたいとのことで条文の中に議会改革の内容を盛り込んでいくので、しょっちゅう検討協議会を開く必要はないと思っているが、時代に応じて変えていくという意味では、期間を決めて開くということではなく、必要に応じて開くことはよいと思っている。

市民の参加を図ることに關しては、どのような意図か。委員の一員になるということなら必要はないと考える。

【井上委員】 委員の一員という意図だと思うが、どのように選定されるのか。

【河崎会長】 見出しは「議会と改革の監視機能」で、議会だけで行うと監視はどうするのかと思った。一つは委員になってもらうということがあるし、あるいは公開する、あるいはパブコメのような形で意見をもらうなど、さまざまな参加方法はあると思う。

【井上委員】 開催する度に、市民が変わるというやり方か。

【河崎会長】 この程度の記述にとどめておけば、どのような参加が最適なのかおいおい議論ができる。

【中村副会長】 あえて市民参加を規定する必要はない。この検討協議会ができた場合、「会議」となれば公開され、会議録も作成される。議会の現状を見ていただく意味では十分監視機能は果たしている。

議会こそが最大の市民参加だと考えている。議員は市民であり、市政に参加するために立候補して構成しているのが議会であり、議会をもっと活性化させることが本当の意味での市民参加であり、そういう条例になるとよい。

【赤嶺委員】 設置したほうがよい。常設といっても毎月やるわけではなく、必要に応じて開催すべきと思うが、その中に市民の参加は必須であると考えている。これまで本市議会の改革は議員の視点で行われてきた。そこに一般市民の感覚を取り入れていくことは、今後の議会において必要である。これまでの改革案の中で、なぜこれが実現できないのかとお叱りを受けることが多々あるが、議員視点ではできないと言っても、議会は変なところだと言われたこともある。市民の意見を積極的に取り入れるべきである。メンバーの選出方法は、自由に検討していけばよい。

【山本委員】 会長案の検討協議会は、本協議会のようなイメージか。

【河崎会長】 だいたいそういうイメージである。

【山本委員】 本協議会は条例案を作成したら解散することでよかったか。

【河崎会長】 そうである。

【山本委員】 その場合、また設置することになると思うが、現在の設置要領を改正するのか、新たに別の設置要領をつくるのか。

【河崎会長】 現在の議会基本条例検討協議会設置要領は議会基本条例案をつくるのが設置目的であるので、条例ができたときには廃止される。

【事務局次長】 基本的には新しく要領なりをつくっていくべきと考える。引き続き基本条例について検討していくということであれば、今の要領を改正する方法もあるが、一般的に考えれば現在の要領は廃止して、新しくつくるようだと考える。

【山本委員】 その要領で、どのように市民が参加するかなどを具体的に記載すればよいので、基本条例の条文に記載する必要はない。

【河崎会長】 この条例に規定することで、検討協議会は市民参加を図るということに拘束される。何も規定しなければ議員だけとなるかもしれない。

【中村副会長】 総務常任委員会で津市を視察したが、議会内に政策検討会議を設置し、議会が条例提案や政策提案をする場合に、一つのテーマを決めて各会派の委員で協議し、協議が終わったらその会は解散するが、検討会議自体は残るということである。機関はあっても毎回毎回改革の会議をしているのも変なので、テーマを決めて、この問題の協議が必要という時に集まれるような融通がきく形で設置するのもよいと考える。

市民の参加について、自治基本条例で規定している「市民」はとても幅広い。大和市に関わっていれば誰でもよい。この定義がある以上、ここで市民参加と規定するのは危ないのではないのか。市民の意見を聞くことは議会として当然のことであるが、あくまでも二元代表制で23万人すべての意見を聞くことはできないので、立候補した人間が集まっている。検討協議会の委員をやりたいと手を挙げた方はどうやって選ぶのか。議員は選挙を経て民主的に選ばれているが、無作為抽出や公募で論文審査などの選び方はあるが、いずれにしても選挙という民主主義の過程を経た人よりは背景となるものが脆弱となる。そうやって集まった方がまさに市民の意見であるかのような形でいろいろ述べることには危険性ははらんでいると思う。

【赤嶺委員】 選び方で検討すればよい。今の議会のいろいろな機関は参加ではなく傍聴である。本協議会は意見を述べることができ会議録にも残るが、立場は傍聴者である。そういう立場でなく、しっかり議会改革を考える委員として参加してもらおうという位置づけを考えている。積極的に議員と議論を行える市民と一緒に会議を運営していく必要がある。

【窪委員】 副会長の意見に同感である。常に市民の声は聞きながら活動し、4年に1回選挙の洗礼を受けて市民の代表として議会に参加している。抽選や論文で入ってもらっても、それぞれの立場で意見が異なる。それが本当に23万市民の意見が集約されているのかどうかということである。

【山田委員】 副会長と同様の意見である。議員は多くの市民の声を聞いて代表して議会に来ているし、多くの市民の声を聞かなければならないということは当然ながらある。今回の基本条例の条文でも、議会をもっと知ってもらうために、議会報告会を行うなど市民の意見を聞く機会を設ける条文も入っている。本協議会のように傍聴の方に参考意見を述べてもらうのもよいことだと思うが、議会改革は議員自らがしっかり行っていくべき内容であり、あえて市民の参加を図ると規定する必要はない。

【赤嶺委員】 自治基本条例を制定した際には議会と市民の意見交換は行われたのか。

【河崎会長】 当時、自治基本条例をつくる会の副会長であったが、議会に対しては怒りを覚えていた。議会に関する条文について意見交換を申し入れた結果、議員が一堂に会した場で意見交換できると思ったが、会派ごとにやることになり、何度も議会に足を運んで、会派ごとに個別にやらざるを得なかった。議会は議員同士が議論しないところと思った。議員にとってはお怒りの内容だったようである。

【窪委員】 自治基本条例をつくる会のメンバーとは大いに論議すべきというのが基本的な立場であったので、日本共産党はいろいろと提案した。自治基本条例には修正案を出し、今でも問題意識を持っている。

【河崎会長】 赤嶺委員が自治基本条例制定時の意見交換状況を聞いたのは、何を意図

したのか。

【赤嶺委員】 市民のための議会であり、議員だけで議会改革を進めていくよりも市民目線を入れたほうが、時代に応じた市民が求める議会に近づけるのではないか。

【中村副会長】 市民目線で議員をやっているつもりである。

【窪委員】 同じことを述べようと思った。

【中村副会長】 いろいろな話も聞くし、自分の考えと違うことであっても、そうかなと思えば変更していく。まさにそれが議員としての立場で、単純に議員ではない方を入れれば市民参加で市民意見が反映されるということではないと思う。以前は自治基本条例をつくる会にも参加し、市民参加に取り組んだが、同じテーマに参加したい方はどうしても偏る。くじ引きで決めるといっても市民に参加してもらうのは大変で、つくる会の時もとても大変であり、それだけの負担を市民にかけることでもある。議会だけで行うと市民と違うことをやるから市民を入れるという意見が出ているが、議会こそが市民参加であり、議会が活性化することこそが市民参加が進展することであり、そこに議員でない方を入れることが市民参加ではない。議会を監視させるために議員でない方を入れるというのは、ちょっと違うのではないか。

【窪委員】 常に市民目線でやっている。市民目線でなければ議員として不十分である。

【大波委員】 市民を協議会に参加させることが市民参加ではない。危険を背負っていると思う。

【赤嶺委員】 市民が議会のあり方を議論することは、議会の活性化につながる。議員の立場としての意見と市民の意見は違うと思う。今後の議会を考えていく上で議論をさせる機関を設置することは、議会にとって意味がある。

【中村副会長】 赤嶺委員の言う市民はどういう方か。

【赤嶺委員】 議員ではない大和市に住んでいる方である。

【河崎会長】 副会長は市民目線で議員をしていると述べているが、議員目線になっていると思う。

【窪委員】 皆もやっているが、今週末に議会報告会を行い市民の意見を聞く。いろいろな意見が出てくる。それを踏まえて議員活動をしている。議会を監視する形で市民を参加させることが妥当なのか、現実的なのかを含めていかがかと思う。

【河崎会長】 事務局に確認するが、要素案 88 から 91 までの項目名が「議会と改革の監視機能」となっているのはどういう意図か。

【大波委員】 監視は行政に対してではないか。

【窪委員】 議員は行政を監視する権限を持っているが、議会は予算を執行するわけではない。

【河崎会長】 市長はサイレントマジョリティーの意向が発揮される最大のものは選挙だとよく述べている。議員も監視結果として選挙で洗礼される。

【議事担当係長】 各会派から要素案の提出があった時に、分類の目途として、分類をされていた会派の項目名を使って分類したので、この言葉となっている。事務局でつくった言葉ではない。相応しくなければ変更は可能ではないか。

【河崎会長】 赤嶺委員は「監視機能」を残すことにこだわりはあるか。

【赤嶺委員】 「監視機能」にはこだわらない。こだわっているのは市民参加である。

【河崎会長】 「市民の参加を図る」が削除されると困るとの立場か。

【赤嶺委員】 広く参加を呼びかけるなどでも可能性が残るので構わない。後は要領の中でどうしていくかとなっていくと思う。

【河崎会長】 第2項は「議会改革検討協議会は、市民の参加を図るものとする」という条文と、第2項は削除の両論併記で仮置きすることでどうか。

【中村副会長】 市民に開かれるべきであり、市民参加は重要と考えるが、赤嶺委員の言う市民参加は、市民が議員と一緒に議論するということか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【中村副会長】 そうであれば反対である。

【河崎会長】 市民と一緒に議論してはいけないのか。

【中村副会長】 そういう場所ではない。

【赤嶺委員】 むしろそういったことが議会を活性化する。

【中村副会長】 そうだとすると根本的な考え方が違うので、文言を調整してみても、全然話が違うことになる。

【河崎会長】 意見交換会はどうか。

【中村副会長】 意見交換会という場所はよいが、こういう協議会や委員会など、議論をするメンバーとそうではない方が一緒になって議論することが活性化というのは全然違う。フリートークであり会議とは言わない。

【河崎会長】 議会が自らを評価するときに、第三者的な視点が必要ではないか。

【赤嶺委員】 なぜ市民を入れると議論にならないのか。

【中村副会長】 議論をするメンバーとそうではないメンバーは違うということである。

【赤嶺委員】 市民はそぐわないということか。

【中村副会長】 議員になるメンバーは28名と限られていて、このメンバーで責任を持って議論をしますと選挙で選ばれている。市民を疎外しているわけではない。そういうメンバーが集まっているのに、そこに誰でもいいから来て好きに発言して、皆で会議すればいいというものではない。

【河崎会長】 誰でもいいから好きに来てということではない。

【窪委員】 仮に公募でやるにしても、現実的に妥当なのか。

【河崎会長】 両論併記でよろしいか。

【中村副会長】 根本的な考え方が違う。

【河崎会長】 根本的な考え方が違うので、この場で合意できない。よって、両論併記にしておくしかない。

【古谷田委員】 農業委員会は、地域の農家から委員が出て、議員からも選出されて、一緒にやっている。それと一緒に考え方はできないか。

【河崎会長】 基地対策協議会もそうである。

【窪委員】 我々は商工会議所や医師会などと大いに意見交換していこうと言っている。意見交換して市民目線で行政にどう反映させるかは、大いにやるべきである。今の議論は、議会を市民が参加して改革しろということである。それは違うというのが、副会長と同じ立場である。

【中村副会長】 誤解のないようにしておきたいのは、議会制民主主義ということである。そのルールの中で話をしている。今議論されている形での市民参加は、議会制民主主義の外の話である。

【窪委員】 代議制なのだから、もっと議員をふやせばよい。議会制民主主義として議員何人が適切かということである。

【赤嶺委員】 議会のあり方をいろんな意見を取り入れて議論できる環境をつくりたい。いろんな市民と議員が参加している会もある。しかし、議会が主催している会議には一つもない。この検討協議会だけが少し別で、傍聴者も発言でき会議録にも残る。これをもう少し拡大したものが、新しい議会改革を検討する組織になるというイメージである。議論をして、決定は議員が行えばよい。

【大波委員】 農業委員は地区から選出された農家の方が中心で、議員など違った角度からの委員を入れて、客観的なさまざまな認識のある人たちも含めて議論して決めていく。都市計画審議会もそうだが、それぞれ違った専門家を入れて議論していく。一般市民が入ることとは質的に違う。

【赤嶺委員】 社会福祉審議会には公募で選ばれた方がいる。

【大波委員】 大体が専門家である。

【窪委員】 行政機関と議会の違いがある。

【河崎会長】 両方とも自分たちの意見を主張している状態なので、両論併記としたい。

「議会改革検討協議会」という名称で仮置きしてよいか。

【窪委員】 大津市のように枠があって必要に応じて招集するのはよいが、常設で協議会を設置して引っ張っていくことがいいのかどうか。問題点があれば各会派から出してもらい、代表者会で協議して必要に応じて設置すればよい。

【赤嶺委員】 佐藤議員、山本議員から提案されている協議会はどういうものか。

【山本委員】 自己変革を常に行っていくための会である。

【河崎会長】 第1項について、対案がある委員はいるか。

【窪委員】 議員の中心の仕事は行政の監視である。

【河崎会長】 「議会の役割、活動原則」「議員の責務、活動原則」の項目で、議会や議員が何をするかを規定している。それができているかどうかをきちんと評価し、できていなければ何らかの改善を行っていくという機能を持つ協議会である。

【窪委員】 それぞれの会派のそれぞれの議員の活動が適切に行われているかは、誰がチェックするのか。それぞれの立場で主張が違う。

【河崎会長】 条文に記載していることがきちんとできているかどうか、条例がきちんと運用されているかどうかを不断に検証していく場というイメージである。

【窪委員】 私自身の議員活動を誰が検分するのか。議会ではない。市民が評価して4年に1度の選挙の洗礼を受ける。立場が違っていると議員活動も違う。適切かどうかは自分自身で検証していかなければならない。

【河崎会長】 この条例をつくるということがゴールではない。きちんと運用されることが大事というのは皆同じ思いであり、そこをきちんと確かめていく組織だと思う。

【窪委員】 議員個々がこの条例にのっとなって、自分の活動を検証していくということではないか。議会として議員個々の活動が逸脱しているとは言ってはならない。

【山本委員】 窪委員の主張は議員個々の活動に対してのことだと思うが、この条文は議会活動について、自らチェックして、より効果的な行政監視の方法などを検証するものだと理解している。

【河崎会長】 議員は自ら検証していくが、その集合体である議会がこの条例に沿った

ものであるかの検証を皆でしようということである。

【山田委員】 時代に応じて問題が生じたときに、必要に応じてと理解している。例えば、議会報告会や意見交換会を行うことを具体的に進めていかなければいけない機関は、別途にあると思う。この機関は、議会改革はこれだけでは足りない、ここはまずかったということを経営的に考える場所という意味だと思う。今最高のものをつくろうとしているので、そんなにしょっちゅう開催されるようなものであっては困る。

【河崎会長】 次に記載している「条例の見直し」の条文に係る機関とのイメージで、あったほうがよいということか。

【山田委員】 あってもよい程度である。

【中村副会長】 一般質問の時間を会派の人数に合わせた割り振りにする話や、現在全会一致で決めているのを多数決にするなど、議会が検討している項目を含めて協議するイメージか。

【河崎会長】 そういうものも含めて、「議会は、議会活動の不断の評価と改革を継続して行うため」との部分をもどどのようにしたいかを提案してもらいたい。

【大波委員】 議会が果たす役割は、きちんと機能しなければならないが、他会派に対していろんな意見を言うのはおかしい。したがって、「議会と改革の監視機能」は削除して、「条例の見直し」だけでよい。

【山田委員】 会長案にある「条例の見直し」の条文があるのであれば、「議会と改革の監視機能」の条文はいらないということか。

【大波委員】 そのとおりである。

【山田委員】 そういうことであれば賛成である。

【河崎会長】 その場合は、相変わらず議会改革に対する提案があったときは、代表者会で協議するとの意見か。

【大波委員】 そのとおりである。

【赤嶺委員】 それではこれまでと何も変わらない。

【古谷田委員】 条例の見直しをするためにも、「議会と改革の監視機能」の条文は必要ではないか。見直しはどこで行うのか。

【大波委員】 今までどおりでよい。

【山田委員】 条例だけでなく議会改革そのものという意味では考えなければならない。

【中村副会長】 「議会に議会改革検討協議会を設置する」でよいと考える。

【河崎会長】 何を行う協議会なのか。

【中村副会長】 例えば第2項で規定する。大津市の政策検討会議のように、議会改革について検討する場所としての協議会は常設しておいて、やることがなければやらない、やるべきことが出てきたらそこに諮るのが一番すっきりする。

【河崎会長】 今述べた内容だと、議会はやるべきことが起こった場合に備えて、協議会を設置するとなるのか。「議会に議会改革検討協議会を設置する」では何をやる機関なのかかわからずに無責任だと思う。

【窪委員】 議会改革を四六時中やらなければならない必要性があるのか。大津市の政策検討会議は、行政に対する政策提言だったと思う。大津市の場合はある会派からテーマが提起されて、それを全会派の委員で協議して行政に提案するもので、議会改革に関するものではない。協議会はあってもよいが、現在これだけ時間を使って論議していて、

さらに改革していく必要性が現実的にあるのか。問題が起きれば各会派から提起してもらい、その時にしかるべき機関を立ち上げて検討すればよいのではないか。

【中村副会長】 議会改革の中で検討しなければならない事項を含めて、話し合う場所はあるが、必要に応じて付託されるのがよいのではないか。

【赤嶺委員】 見出しを変えれば条文はそのままよい。

【窪委員】 基本的には大波委員の意見と同じだが、もし必要ならば、「必要に応じて設置することができる」でよいのではないか。

【赤嶺委員】 常設であっても議題がなければ開催しないという方法もある。

【河崎会長】 当然、必要がなければ開催しない。

【井上委員】 見出しは「議会改革の継続」ではどうか。条文は「継続して行うための議会改革検討協議会を必要に応じて開催する」という規定がすっきりする。

【河崎会長】 「設置する」としておいたほうが、全然開催しないのではなく必要に応じてというイメージまで含まれると思う。見出しを「議会改革の継続」とし、条文は、第1項は「議会は、議会活動の不断の評価と改革を継続して行うため、議会改革検討協議会を設置する。」第2項は両論併記で「議会改革検討協議会は市民の参加を図るものとする。」を入れる案と入れない案とする形で仮置きしてよいか。

【窪委員】 「継続」はいらないと思う。「不断の評価と改革を行うため、議会改革検討協議会を設置することができる」としたほうがよい。

【河崎会長】 見出しは「議会の改革」となるか。

【中村副会長】 「議会改革検討協議会」では駄目か。

【河崎会長】 見出しを「議会改革検討協議会」として、第1項は「議会は、議会活動の不断の評価と改革を行うため、議会改革検討協議会を設置することができる。」第2項は両論併記でよいか。

全 員 了 承

午後 2 時 48 分 休憩

午後 2 時 55 分 再開

【河崎会長】 続いて「条例の見直し」の項目を協議する。必要に応じて見直しを行うという意見と改選後ごとに新しい議員で見直すとの意見が出ており、会長案としてたたき台を2案作成した。

※河崎会長か案文を説明。

【窪委員】 「一般選挙を経た任期開始後、検証を行う」とまで規定しないでよい。議会は蓄積があって現在がある。蓄積を尊重しながら必要に応じて条例を見直すことができるので、前段の案文でよい。

【赤嶺委員】 改選ごとに基本条例を見直す必要があると考え、提案している。基本条例であり、議員が変われば議会の考え方が変わる可能性が高い。この条例の検証を行うことで条文内容も頭に入るし、新しい議会で新たな議論もできる。2つ目の案文のほうがふさわしい。

【井上委員】 議会基本条例が頭に入っている人が当選するとは限らない。議会を経験して、この辺りはおかしいとなると思う。前段の条文でよい。

【大波委員】 前段でよい。次の選挙で議員の半分が入れ替わって、もう一度となると、普遍的なものがそのときどきの議員の考え方で変わっていくのは問題だと思う。

【中村副会長】 議員になる前に思っていたことと実際にやってみて自分で関わるのでは、随分違うと思うところもある。本協議会は、1年近く議員をしてから発足し協議をしているが、仮に当選早々の6月あたりから協議していたら、わからないことも多く、考えたとしても現実と違うところがあったかもしれない。他の条例も同様だが、改正の必要があれば改正するのが本筋であり、毎回やると決めなくても毎回必要ならやればよい。結局は同じことだと思うので前段の条文でよい。

【山本委員】 上の条文でよい。2つ目の条文は改選期でないと改正できないと受け取れる。

【古谷田委員】 2つ目の条文は、改選期に見直せばよいと慣例化しかねない。新人議員がいきなり条例の検証を行うのはどうかと思う。上段の条文のほうが柔軟でよい。

【中村副会長】 条例なので、この条文がなくても必要があればいつでも改正できるので、なくてもよい条文だが、常に検証することを規定し、必要があれば改正というところには意味があるので、上の条文がよい。

【河崎会長】 任期開始後も見直しはできるので、赤嶺委員は上の案で合意できないか。

【赤嶺委員】 上の文で引っかかるのが、「必要に応じて」である。必要がなければやらないと、結局やらなくなるのが怖い。

【河崎会長】 基本条例なので、ころころ変えるものでもない。全会派が参加し、これだけ時間をかけてつくっている。しかし、いざ実践してみたらこの条項はまずいということが起こらないとは限らないので、見直しはしていく必要がある。

【赤嶺委員】 上の条文でよい。

【大波委員】 なぜこんなに丁寧に規定するのか。

【河崎会長】 他の基本条例はもっと丁寧に規定している。ここの規定には重要な意味があるのではないか。

【大波委員】 事務局の見解はどうか。

【議事担当係長】 会長案であるので何とも言えない。

【山本委員】 長い文章で規定している事例を教えてください。

【河崎会長】 「議員全員が賛成している場合でも、本会議場において改正の理由を詳細に説明しなければならない。」という条文がかなりある。ある意味で最高規範的な扱いをしているのかもしれない。

【中村副会長】 あまり変えられないようにということか。

【河崎会長】 市民にわからないような形で変えてはいけないというニュアンスである。上の条文で仮置きすることによってよい。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に「その他」の項目について協議する。資料3の「その他」の96から99までである。これを基本条例に盛り込むかどうか、既存の条文案に付け加えることを

含めて提案会派から何かあるか。今回議論しないでよいとのことであれば先に進みたい。

【古谷田委員】 97の大和市議会災害対策本部は、まだ廃止になっていないようである。その辺りの説明を事務局に求めたい。

【主幹兼総務担当係長】 本年1月の代表者会で、大災害の時に議員に集まってもらうことは現実にそぐわないのではないかと、大和市議会災害対策本部等設置要領の廃止を事務局から提案した。ただ、代表者会の議論の中で、議会に対する防災に関わる情報などはどうなるのかとの話もあり、現在市側で地域防災計画を作成している最中であり、その中に議会の位置づけがどのように記載されるのかを見極めてから要領は廃止してよいのではないかと意見があり、その作成を待つて判断することとなっている。

【古谷田委員】 まだ存続しているのだから、災害対策本部が廃止されたときに、先ほどの議会改革検討協議会で議論してもらいたい。この項目は削除でよい。

【河崎会長】 その他の要素案も、議会改革検討協議会が発足したときに検討することによいか。

【赤嶺委員】 大波委員は、パソコンの1人1台貸与はその扱いでよいか。

【大波委員】 それでよい。

【赤嶺委員】 それでは明るいみらい・やまとの提案もそれでよい。

【河崎会長】 次に「制定時期」の項目について協議する。来年の6月定例会に上程する予定で合意しているのだから、施行日は7月1日となるか。施行するには何カ月か空けるほうがよいか。

【事務局長】 市民への周知もある。その辺りは総務課とも調整しないと、いつがよいかは言及できない。

【河崎会長】 制定時期は、来年の6月定例会に上程することとし、施行日はもう少し様子を見ることによいか。

【山本委員】 6月定例会前にパブリックコメントや説明会が行われると思うが、そこで周知できるのではないか。あくまで成立後に周知期間が必要なのか。

【事務局長】 この条例が何カ月間必要かは確認しなければ答えられないが、あくまでもパブリックコメント等は条例案の段階だと思う。市民に周知するのは条例になってからという考え方が一般的である。

【河崎会長】 少し様子を見ることとしたい。

次に「分かりやすい議会運営」の一問一答方式が積み残しになっている。この条文を協議する前に、11月16日に市側と意見交換をしたので、その報告を先にしたい。一問一答に限らず、全体的に意見交換をした。市側は総務部長と総務課長、議会側は正副会長と事務局長、事務局次長、議事担当係長、議事担当職員1名が出席した。その時点までの仮置き条文を提示して説明をした。総務部長からは基本的には議会の議論を尊重したいという話がまずあり、ただ、特に市長と議会の関係の部分について、しかるべき時に市長の意見も聞いた上で、改めて公式に意見交換をする機会を持ちたいとのことであった。同日は、部長、課長の私見も入ってよいとの前提のもとに意見交換をしたので、ペーパーはつくっていない。市民参加、説明責任では、インターネット中継を委員会でも行う、あるいは議会報告会や意見交換会というツールを考えている中で、休日議会・夜間議会・出前議会というツールも必要なのかとの意見があった。会議や情報の公開では、代表者会と全員協議会を本当に公開してよいのか、市側としては公開されていないから

情報提供できることもある、公開を前提とした場合、現状行っている情報提供よりも狭まることは明らかであるとの意見、委員会などのインターネット中継は厳しい、いろんなケースを切り分けて公開を考えたほうがよいのではないかとの意見があった。議会と市長との関係、行政政策等の政策形成過程の説明、議会としての行政評価の部分は、公式に後日、意見交換をしたいのと話であった。通年議会では、法令の急な改正に伴う条例改正など、決まりきった改正などを手続きだけで議会を招集する負担やコストも問題としてはある、ぎりぎりのところで専決処分せざるを得ないケースもあるとの意見があったので、通年議会にした場合、ただの手続きにかかる負担やコストも含めて、いい智恵があれば教えてもらいたいと依頼をした。一問一答方式の実施では、委員会レベルの数量的な質問に終始する恐れがあればいかがかとの意見、反問権は、何がなんでもほしいというわけではなく、間違いの修正は議長の権限で現在も行えるのではないかとの意見があった。

以上を踏まえて、一問一答方式について、会長案として、趣旨を事務局に伝えて作成させた条文案を掲載している。一問一答方式をぜひ明記したいとの意見、一問一答方式はなくてもよい、こちらが聞く立場なので行政側から聞かれる筋合いはないとの意見もあったので、一問一答方式によって行うときと、そうでないときを分けた案にしている。

※河崎会長が条文案を説明。

【大波委員】 第2項はわかりにくい。

【河崎会長】 「市長等」ではなく「議長から本会議に出席を要求された市長等」と規定している理由の説明を事務局に求める。

【議事担当係長】 出席要求に応じて議場に出席しているという部分を規定している。

【河崎会長】 「議長から本会議に出席を要求された」を削除してはまずいか。

【議事担当主任】 第2項では「本会議」、第3項では「委員会」であり、その部分をどこかで規定すれば削除してもよいと考える。

【大波委員】 第2項の規定内容は、第3項と同様になるべきではないか。

【窪委員】 本会議に市長が出席するのは当然の前提である。「議長から本会議に出席を要求された」は必要か。

【議事担当主任】 言い切れないが、「市長等は」でも構わないのではないか。

【河崎会長】 第2項は、「市長等は、前項に規定する方式により」としても構わないとの見解か。

【議事担当主任】 そのとおりである。

【大波委員】 一問一答方式の場合は反問できるが、委員会では質疑の趣旨を確認するための発言することができるのか。

【河崎会長】 「確認することができる」でもよいか。

【議事担当主任】 構わないと考える。

【大波委員】 本会議だと反問することができるが、委員会だと趣旨を確認することができるに下がるのか。

【議事担当係長】 たたき台であるので、委員間の協議で、同列でよいとなれば反問でもよろしいかと思う。

【河崎会長】 まず、第1項は現状でもできることなので、このままでよろしいか。

【赤嶺委員】 従来 방식は、何方式なのか。今の方式と一問一答方式を議員が選択で

ければよい。

【河崎会長】 今でも選択できる。

【赤嶺委員】 選択するという規定の仕方はできないか。

【河崎会長】 「一問一答の方式により行うことができる」とは、選択できるということである。

【山本委員】 一問一答とは、大項目ごとの質問に対する答弁ということか。

【河崎会長】 項目の中の質問を一つずつ行うことである。広く言えば、2つ質問して2つ答弁をもらうという一問一答もあり得る。

【山本委員】 その一問とは小項目ということか。

【河崎会長】 そのとおりである。

【中村副会長】 一問一答方式という方式があるのか。定義が必要ではないか。

【河崎会長】 一問一答方式を定義している条例は見たことがない。

【中村副会長】 この表現でわかるのであればよい。

【窪委員】 現在は選択できる。それぞれのスタイルがある。第1項は現行どおりで問題はないが、市長に反問権を与えることには問題がある。議員は市民の立場に立って質問し、市長はできない場合はこちらが求めるのと違う答弁をする。執行権を持っている市長がその権限がない議員に反問するのは、あり方としておかしい。

【大波委員】 同意見である。

【河崎会長】 それがおかしいなら、一問一答方式は選ばなければよい。

【窪委員】 選ぶ場合もあると思う。例えば150人の保育待機児がいるのになぜ解消しないのかと質問したら、財源はどこから出すのだと反問されて、基金から出すと答えても、それが果たして妥当なのかどうかわからない。

【河崎会長】 今は全部事前に通告をしているので反問する余地はないが、一問一答がきめ細かく行われる議論の場になれば、当然事前通告していない質問もせざるを得ない場合が出てくる。そういうときに質問の趣旨の確認や反問ができることを規定しておかないと、一問一答でやるときに行政側は何も反問できない状況では難しい。

【窪委員】 質問の内容によって議論が発展していくから、通告にない内容を聞く場合もあるということか。行政側はそれで耐えられるのか。

【事務局長】 通告制なので、通告外の質問はできない。

【河崎会長】 一問一答でも通告外の質問には、事前通告していないから答えないとなるのか。

【井上委員】 そうであるなら、反問にも逆通告が来るとということか。

【事務局長】 そこは確認していないのでわからない。

【井上委員】 そうでないとフェアでない。反問にも通告があればフェアだと思う。

【赤嶺委員】 反問権を認めるかどうかは議員が選択すればよいのではないか。反問してほしくない議員は質問通告にそう書けばよい。

【河崎会長】 主語が「市長等は」ではなく、「議員は」となり、「反問を許すことができる」となるか。

【赤嶺委員】 それでもよい。

【山本委員】 先の一般質問で、市長にある意味反問のようなことをされたが、それに対して、私はこう思う、市長はどう思っているのかとの趣旨のことを述べたら、通告外

のことを聞くことになるが、それは通告外で聞いてはいけないとなるのか。

【窪委員】 現在も市側はこちらの主張を認めない答弁をする。それが反問だと思っている。市側は千人以上のスタッフを持っており、議員はいろいろ調べて質問するが、反問を認めたら立ち往生する。

【中村副会長】 通告書には例えば「高齢者福祉について」と書いて、すり合わせの時にこういうことを質問するしないをやるが、そこで通告していない子供の保育について質問したら通告外だが、あくまでも高齢者福祉についての範疇の質問であれば、すり合わせの時に話さなかったことを聞いても、通告外にはならないのではないか。

【窪委員】 答弁はしないと思う。

【事務局長】 ケースバイケースになるが、判断は難しい。

【中村副会長】 高齢者福祉について質問すると通告し、高齢者福祉について聞いても、すり合わせの時点で出ていない質問であると、いきなり何ですかとなるのか。

【事務局長】 例えば「福祉政策について」と書けば何でもオーケーになってしまう。通告制という形をとっている以上、もう少し噛み砕いた通告の仕方があるのではないか。

【大波委員】 現在はものすごく丁寧にすり合わせをしている。しかし、そういうことで質問しても答えてくれない。その上に、この事項は何のために質問するのかと反問があったらやりきれない。

【河崎会長】 一問一答の場合は反問できるとしている。反問されたくない議員は一問一答でやらなければよい。

【大波委員】 一問一答で細かい数字を聞かれて、市長もそんな数字はわからないということがあるから、反問するという解釈なのか。

【河崎会長】 そうではない。

【大波委員】 なぜ一問一答なら反問できるのか。

【中村副会長】 本来一問一答が意図しているのは、こちらが質問し、それに対して相手が反問する、それに対して追求して聞き返すということだが、その時点で通告していない質問になる。

【河崎会長】 一問一答は、議論が積み上がっていくのが聞いている人たちにもよく見えるところがよいと思ったが、全部通告していないと駄目と言われると、それでは全然積み上がらない。

【赤嶺委員】 そうではないのではないか。質問をして、それに答弁をする。その答弁の中に議員に対する質問が含まれており、議員がそれに回答して終わりである。その質問についてまた反問するということはない。

【河崎会長】 事前に市側が答弁の骨子はこうなると述べ、再質問、再々質問と事前にやっておくというイメージか。そういうことを含めて反問権ということか。

【窪委員】 国会の予算委員会をイメージすればよいのではないか。あれも事前に通告しているが、大臣が結構反論している。現実的には市長は反論している。それに対してその範囲でこちらも反論すればよい。

【事務局長】 当初の考え方では、一般質問の最後に議員の意見要望で終わることが多々あるが、その部分が市側とすれば、例えば数字的におかしいとか市の考え方とずれているという場合に、それを市側は正したいという意味での反論権、反問権ということだったと思う。

【河崎会長】 議員が質問しないと答弁できないという状況の中で、議員が質問はせずに言い放しで終わり、それが明らかに事実と反するとき、市側が修正する機会を保障するということである。インターネットでも中継されているので、間違った情報が市民に浸透するというのはいかがかというところである。そういうところであるなら、この条文はどのように書けばよいか。一問一答で行った質問には限らない。

【事務局次長】 全部に該当する。

【河崎会長】 議員に質問するというよりは、修正の機会を与えるということか。

【事務局次長】 確認とかそういう意味も含んでいると思う。

【河崎会長】 そこを踏まえて事務局で条文をつくり直してもらいたい。

第1項は合意しているの、第2項及び第3項は今の趣旨でつくり直すことで条文を事務局で検討してもらおう。

【山本委員】 意見要望に対して市側が意見を述べたとき、それは違うと言いたいと議員が思ったとき、それはできるのか。

【河崎会長】 持ち時間があればできる。

【山本委員】 明らかに承服しかねることであればこちらでも発言したいが、残り時間が一、二分であれば言い切れない。その場合3分なり5分なりと時間が与えられないのか。

【河崎会長】 一般質問のルールで議題にすることはできるかもしれないが、テクニクとしては、そういうことを想定して少なくとも2分ほどは残しておく、時間がなければ、次の機会に反論すると述べるようになるのではないかと。

【赤嶺委員】 反問権について、いろいろな考え方があるようなので、条文の検討は次回とし、各会派で協議してきてもらうことでどうか。

【河崎会長】 そのようにしたい。

【中村副会長】 一問一答について最初のイメージと違う。一つ質問して一つ答えて終わりでは、議論が積み上がらない。

【河崎会長】 傍聴者からは、一つ質問したら市側が一つ答えるほうがわかりやすいと常々言われている。

【事務局次長】 先ほど会長から条文案を事務局で検討との話があったが、反問権、反論権を認めないのか、どういう趣旨で条文をつくれればよいのか明確でないと、事務局で案をつくるのは難しい。

【河崎会長】 一問一答であってもすべて事前通告していなければならないと先ほど知った。一問一答のおもしろさは議論の積み重ねで、こちらが通告していない質問をせざるを得ないことがあって、そのために反問権が必要と考えていた。そうではなくて、すべて事前通告が必要というのであれば、別に反問権はいらないのではないかと議論になっている。そこの辺りの制度がよくわからないところがあるので、事務局側から提案してもらいたい。先日、総務部長も述べていたが、最後に明らかに間違っている意見要望があった場合に修正の機会がほしいというところを実現できる程度のものであればよいのではないかと考えている。

【事務局次長】 中には反問権を認める場合もあるということか。

【河崎会長】 反問権自体がなぜ必要なのか、今わからない。

【事務局次長】 事務局としても検討したい。

2. その他

【河崎会長】 次回の日程の確認を求める。

【議事担当係長】 第15回は、12月25日（火）午後1時から委員会室での開催を予定している。

【河崎会長】 当日は本日の積み残しの部分の議論もあるが、条文を通して検討したい。休憩時間中に新しい要素を加えられないかとの発言もあったので、それも含めて通してやっていきたい。予定では残り3回であるので、その間になんとか歩み寄りたい。

傍聴の方から感想、意見等はあるか。

【傍聴者】 協議会への市民の参加を熱心に検討してもらい、すごくありがたく思う。ただ、大和市住民投票条例を含め市民、住民という言葉の意味が、幅広すぎて非常に怖い。住民投票条例を考えると、日本の中で稀に見る何でもありの緩さであり、3カ月住めばいいのかと懸念される。7月の住基法の改正は今のところ施行されていないが、そういうニュアンスのことを含めて懸念された委員もいたのかと思うが、安易に使われがちな市民、住民が、ここまで根幹に食い込んでくることに参加することを条文に盛り込むなら、できればもう少し掘り下げて検討してもらいたい。

午後3時59分 閉会